

発議第 3 号

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

提出者 松伏町議会議員 吉 田 俊 一

賛成者 松伏町議会議員 高 野 祐 大

松伏町議会議長 田 口 義 博 様

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

2023年10月に導入されたインボイス制度は、消費税免税事業者にインボイスの登録業者になることを強要し、厳しい経営にさらに税負担と事務負担を与えます。消費税の制度は赤字であっても負担を伴い、経済再生を阻害する要因になります。昨年の納税対象は3ヶ月分で、経過措置として仕入れ税額控除8割があります。しかし今年は1年分となり、8割の控除は2026年9月まで。それ以降3年間は5割控除。2029年10月からは、仕入れ額控除はなくなります。このままでは、多くの小規模事業者等の経営が成り立たなくなることが危惧されます。

物価高騰により小規模事業者などの経営環境は、一層厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模業者等に求めることができる状況ではありません。

小規模業者等の経営の持続化や、日本経済の7割を占める中小零細業者の経営を支え、県内の経済の活性化の重要性から、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると考えます。

よって、国に対してインボイス制度を早急に廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 2 1 日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	額 賀 福志郎 様
参議院議長	関 口 昌 一 様
内閣総理大臣	石 破 茂 様
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 様